

研究ノート

華北農村における土地改革の実施単位について

——行政村単位の実施状況の再検討（1946～1949年）——

中 井 明

はじめに

1. 本稿の視点

本稿は土地改革の実証研究になる。¹⁾田中恭子氏の『土地と権力』は、様々な論文で引用され、土地改革の実証研究の中で影響力があったことがわかる研究である。²⁾田中氏の研究を尺度に、本研究とそれまでの研究との方法や視点の違いを説明したい。第一に、田中氏は、中国共産党（以下中共と略記）が国民党に勝利した大きな要因が、中共が内戦期に実施した土地改革であると考えながらも、土地改革になんらかの欠陥はなかったのかの疑問を提起した（田中、1996: 1-2）。第二に、田中氏が、中共の政策やその実施方法の欠陥を見ることにこだわっており（田中、1996: 4）、そこに起因すると思うが、中共の政策の混乱を見ようとする傾向がある（田中、1996: 3）。第三に、資料の障害、すなわち入手できる資料に質量ともに限りがある点を指摘する。

上記の考え方のうち、認識を改める必要があると思うことがいくつかある。田中氏は、党資料について、事実を正確に伝えることは重視されていない、急進的な政策や困難に遭遇している側面は、秘密にする傾向があった、中共の公式見解は、必ずしも実際に起こったことを反映していないと指摘する（田中、1996: 5）。だが、現在では資料の公開がかなり進み、政策の実態がよくわかる資料は増えている。急進的な政策や困難に遭遇している側面を伝える資料はある。こうした資料条件の変化に伴い、筆者は、従来とは違うアプローチを考えている。すなわち、中共の政策の問題点が見える資料は以前より増えた。従来のように、中共の政策に欠陥があったとみえることは可能である。だが、本稿の意図はそこにはない。中共の政策を批判的に見ることは必要だと思う。だが、実態の分析から見えるものは、政策の混乱や行きすぎばかりではない。政策の困難をふまえた対応や、政策を変更した現実的な側面もある。本稿では、農村工作におけるそうした現実的な側面を補うことがねらいである。

また、地方の政府や幹部の政策への関わりについて、以下のような視点でみることも必要と考えている。これまでは、中共の政策への懐疑から、基層の幹部の不正、行きすぎ、能力の不足等による上層部の政策からの逸脱を論ずることが多かった。³⁾確かにそういう問題もあったと思われるが、本稿では、別の視点を考えている。

小竹一彰氏によると、中共の最上層部が承認した方針を具体化する役割を担っていたのは、幹

部である。しかも、中共中央などの指示は一般に簡略だったので、それを実際に施行する幹部の裁量の余地が大きいという傾向が存在していた（小竹、1983: 58）。また、次の文書の記述は、農村の土地改革における地方の役割を示している。「中共中央關於公布中国土地法大綱的決議」（1947年10月10日）には、中共中央が、地方の政府、組織が地方にふさわしい規則を定め、土地改革に取り組むことを望んだことが述べられている⁴⁾。土地改革の実施方法は、中共中央が大まかな規則を定め、その後、地方で自主的に現場にそくした工作手法をとることが意図されていたとわかる⁵⁾。

本稿では、地方の政府や幹部について、中央の政策的意図を阻害する存在としてではなく、上層部の政策を具体化する存在としてみる。上層部の政策は簡略で、村レベルの実際の工作は、地方の政府、幹部の裁量により具体的な内容が加えられていた。注目したい問題は、上層部の政策が農村に持ち込まれ、どんな問題が発生し、村レベルでどんな現実的な工作手法がとられていたかである。こうした観点から、本稿の研究手法として、地方で出された条文や報告に目を通し、村レベルの見解や工作手法を検討する。

2. 研究対象, 対象時期, 対象地域

本稿では土地改革の実施単位を具体的な研究対象とする。その理由と経緯を説明する。先行研究では、土地改革の実施単位は、土地法大綱からは行政村を単位に、土地改革法からは自然村を単位に実施されたと政策の変遷を時期区分している。そして、土地法大綱以降の実際の土地改革は政策方針通り行政村を単位に行われたと見ている（小林、1986；小林、1997）。だが、先行研究が述べているように、当時は資料が十分になく、提示された事例が十分ではない。このため、土地改革の実施単位についての時期区分が正確なのか、行政村単位の土地改革に問題はなかったのか、困難があった場合、村レベルでどのような対応がなされたのかなどが十分に明らかではない。資料の公開がかなり進んだ現在でも、関連の研究は出されていず、依然としてこれらの疑問点は未解明なままである。こうした経緯から、土地改革の実施単位について検討を行うことにした。

対象とする時間は、土地法大綱が成立する前の1946年から土地改革法が成立する前の1949年とする。対象地域は華北農村である。その理由は、本稿の問題意識が、先行研究のうち主として華北農村に関心を向けた、小林弘二氏の研究から発したことによる。第二に、華北農村についての新しい資料を多く入手しており、それらを駆使して新しい見解を提示できるからである。

3. 資料

『河北土地改革档案史料選編』、『冀東土地制度改革』、『解放戦争時期山東的土地改革』、『山西新区土地改革』、『天津土地改革運動』、『中国土地改革史料選編』などを使用する。これらの資料集は、土地改革の条文や報告書などを多く収録している。ほかに、筆者が河北省档案馆で閲覧した档案、『平分広播』や『平分経験』を用いる。『平分広播』は、冀中区（河北省中部の行政区）が印刷した小冊子で、『平分経験』は、冀中区の建国県委が出版した小冊子である⁶⁾。この二種類の小冊子は、冀中区の村の土地分配の経験をまとめたものである。工作幹部が土地改革を実施する際の参考資料としてつくられ配布されたと考えられる。これらの資料集や档案は、土地改革を検討する手がかりを多く含み、興味深く貴重である。組み合わせることで、土地改革を実施した際

に村レベルで生じた問題、当局の見解や対応を考察できる。これまでのところ、上記の資料を活用した土地改革関連の研究はあまり出ていない。また、『人民日報』、『大衆日報』、『晋綏日報』などの中共機関紙を用いる。これらの新聞は、これまでも多くの研究が用いてきた。当時の新聞には、土地改革を行った際の問題を指摘した記事を多くみつけることができる。

また、華北農村の調査記録が多く出されている。まず、三谷孝・南開大学の魏宏運両氏が行った合同調査の記録がある。また、河野・田中両氏、弁納氏が行った調査の記録がある（末尾の参考文献の〔資料〕を参照）。河野・田中両氏の記録、弁納氏の記録は数が多く、ネット上でPDFファイルで公開されており利用しやすい。ただし、三谷・魏氏の記録は、本稿が研究対象とする、土地改革実施時の土地の情報となるとそれほど含まれていない。河野・田中両氏、弁納氏の記録は、全体的に、土地改革実施時の情報そのものがあまり含まれていない。よって、現在出されている解放後の華北農村の状況を含む調査記録は、本稿で使用するにはあまり適していない。調査記録以外の資料を組み合わせることにしたい。

I 行政村単位は適切だったのか

1. 自然村、行政村の用語について

1) 自然村

本文では、自然村（しぜんそん）と行政村（ぎょうせいそん）が頻出するため、これらの用語についてまず説明する⁸⁾。自然村については、福武直氏がまとめた説明を行っている。すなわち、華北の平原地区では、平均百五十戸程度の戸数によって一聚落が構成されている。大きい村は数百戸に達することも稀ではない。これらの聚落は通常、隣村との間にかなり距離があり、相互に孤立分散している。華北や華南の村は密居聚落形態をとり、ある程度の独立性を保持している（福武, 1947: 16, 121）。

2) 行政村

行政村は、その時々政権が、治安維持や徴税の観点から、恣意的に農民たちを区割りし、村落を分割したり、他村と統合した新たな村であると説明されている（福本, 2002: 391-392）。小林弘二氏は、内戦期の華北農村が土地分配の実施単位を行政村とし、自然村がいくつか連合して土地分配を実施したことを指摘している（小林, 1986: 199；小林, 1997: 759）。華北農村で行政村はいくつかの自然村を合併してつくられたとする指摘は当時の資料からも確認できる。例えば、『平分経験』では、隣り合い近い小村を合併して行政村をつくるのが推奨されている（『平分経験』第四十三期, 1948, 11-1-23-3: 1, 6）。

2. 行政村単位は適切ではなかったとする意見

土地改革の実施単位は、土地法大綱以降、行政村となり、土地改革法以降は、自然村になったと指摘されている（小林, 1986；小林, 1997⁹⁾）。土地法大綱第七条には、「土地分配は郷あるいは郷に等しい行政村を単位とする。ただし区あるいは県の農会が各郷あるいは郷に等しい各行政村の間でいくらか必要な調整をしなければならない」の記述がある（『解放戦争時期土地改革文件選

編】：85；『新中国資料集成』1巻：518）。晋綏辺区農民組合臨時委員会「農民に告ぐる書」（1947年10月15日）は、土地分配は行政村を単位とすると明言している（『新中国資料集成』1巻：522¹⁰）。本稿が扱う内戦期華北地区では、土地改革は徹底した均分主義が強調され、行政村を単位とし、自然村がいくつか連合して闘争を行い、土地を分配したことが指摘されている（小林，1986：199；小林，1997：758-759）。石田浩氏は、内戦期に土地改革を行った河北省の村について研究を出している。石田氏によると、華中の村落（自然村）は規模が小さく、土地改革において村落が社会集団の単位にはなにくかった。土地改革ではいくつかの村落を合併して行政村を形成し、それを単位として土地の分配が行われたとする。だが、華北の村落は規模が大きく、村落（自然村）が土地改革の単位となったとする（石田，1991：119）。だが、石田氏の研究には、小林氏のような土地法大綱の分析がない。このため、まず、中共中央の政策方針を的確にとらえていない。また、仮に、石田氏の文面を、華北農村の実際の土地改革が中共中央の方針と異なり、自然村を単位に行われたと主張したものと解釈した場合でも、資料に基づいた十分な検証を経ていない。

中共が土地改革の実施単位を行政村としたことについては、適切ではなかったとする意見と適切だったとする意見がある。まず適切ではなかったとする意見である。加藤祐三氏は、地主が一行政村内にすべての財産をもっていることなどありえず、行政村の単位で地主の土地・財産を没収し、再分配することは、不十分な面が出てくるとする（加藤，1966：11）。この指摘は、行政村以上に範囲を広げた方がよかったと言っているように見える。だが、加藤氏の指摘には次の問題がある。まず、他の研究が指摘しているが、農民の組織化や農村の掌握の便宜を考えれば、土地改革の実施単位はあまり大きすぎではならなかった（田原，1999：62；田中，1996：61）。民衆の動員には行政村よりもさらにせまい自然村がよいという主張もある。福本氏の説明では、抗日戦争期の共産党の辺区政府は、民衆を政治的動員の対象としても見ており、行政村から自然村に足場を移した。本当に民衆を動員しようとするれば、単純な行政的割当ではだめであり、農民の個々の家の事情、農民一人一人の感性に訴える形でのプロパガンダが必要だった。それは自然村に拠点をもつ党組織や大衆組織の方がはるかに有効になしえたという（福本，2002：391-392）。本稿でも後述するが、自然村をいくつか合併した行政村の範囲ですら、農民の組織化はたやすくなかった。土地改革の実施単位を行政村以上に広げれば困難がさらに増すことになる。第二に、地主の搾取の清算関係を個別に追及することにはあまり関心が払われていない。加藤氏自身が注目しているように、晋綏辺区農民組合臨時委員会の「農民に告ぐる書」（1947年10月15日）では、清算関係に応じて土地を分配することに反対している（加藤，1972：314；『新中国資料集成』1巻：522）。

Philip C. C. Huang 氏も、中共が行政村を土地改革の実施単位としたのは適切ではなかったとみている。¹¹⁾すなわち、華北平原では、多くの村が地主を含んでいず、華北の大地主の大多数が不在地主で、都市に住んでいて村には住んでいなかった。在村地主は、主として比較的の小土地所有者で、多くの村は小地主すらいなかった（Philip C. C. Huang, 1995: 114-115）。しかし、土地の再分配は依然として行政村を単位に行われ、その結果、すべての村ごとに階級敵を区別するための努力がなされたことを指摘している（Philip C. C. Huang, 1995: 117）。さらに、Philip C. C. Huang 氏は、党にとって、それぞれのすべての村で階級闘争を生み出すことを主張せずに、単に地代や賃金労働者を非合法化し、土地の再分配を布告することの方が全く適当なことだった。また、すべての個々の村で地主と富農に反対する大衆運動を演ずることを主張せずとも、生産関

係の構造を全国的に変革するという目標を成し遂げられたなどの見方を提示している (Philip C. C. Huang, 1995: 117-118)。Philip C. C. Huang 氏の見方を整理すると、第一に、華北農村では地主が村にいないのに村で地主を意図的に作り出す弊害を招いたという指摘である。第二に、すべての個々の村ごとに階級闘争を行う必要はなかったという指摘である。行政村、自然村とも闘争は必要なかったと言っているように見える。

Philip C. C. Huang 氏の第一の指摘には次の問題がある。そもそも、旧来の地代を取る者としての地主と、中共が区分しなかった階級区分における地主が同じだったのかの問題である。階級区分における地主の定義を理解する必要がある。階級区分で区分された地主は、旧来の地代をとっていた者を意味する地主とイコールではない。階級区分の規定は、時期によって変化するが、本稿で扱う時期からして、中共中央の「一九三三年の二つの文書に関する決定」(一九四八年五月二四日)の地主の定義をひく。「土地を所有し、みずからは労働せず、あるいは付带的労働を行うだけで、搾取にたよって生活しているものを地主とよぶ。地主の搾取の方式は主として、地代の方式で農民を搾取するもので……」とある(『新中国資料集成』2巻:167)。地主の搾取の方式は主として地代とも書いてあるのだが、付带的労働が地主を区分する基準として同条文では重視されている。労働が地主を区分する上で重要な基準であることは、同条文の他の箇所からも確認できる。すなわち、「富農は自身で労働するが、地主は自身では付帯労働をするだけである。ゆえに労働は、富農と地主を区別する主要な基準である」(傍線筆者)となっている。同条文では、「労働の標準時間を、一年の三分の一、すなわち四カ月と規定する。主要労働に従事する期間が四カ月に達するか、達しないかを、労働と付帯労働の境界線(すなわち地主と富農の境界線)とする」(傍線筆者)という(『新中国資料集成』2巻:169)。よって、労働の状況が付帯労働と判断されれば、地代をとっていなくても地主とされることになる。中共の土地改革は、地代を取る者を地主に区分しなかったわけではない。よって、Philip C. C. Huang 氏の批判は、中共の意図を的確にとらえているとは言えないだろう。

Philip C. C. Huang 氏の第二の指摘、すべての個々の村ごとに階級闘争を行う必要はなかったの指摘についても問題がある。田中恭子氏は、本書でいう村とは、行政村をさすとしながら(田中, 1996: 63)、次のことを指摘する。すなわち、村にとって、中共は、ふたつの点で従来の上級政府とは根本的にちがっていた。ひとつは、その権力を村内政治にまで貫徹させようとしたことであり、もうひとつは、村の権力構造に革命の変革を起こそうとしたことである(田中, 1996: 64-65)。田中氏は、土地改革の目的のひとつは農業生産の発展であるとしながらも、中国内戦期の土地改革の意義は、経済ではなく政治にあると述べている。そして、村の革命である土地改革において、経済を重視しては、これほど徹底した変革はできなかつたとし、村レベルの重要な変革に直接取り組んだ政治集団は、中国史上初めてであるとしている(田中, 1996: 421¹³⁾)。田中氏によれば、中共が土地改革の中で行政村を単位に農民を組織したことは、政治的戦略に基づいたものだったと言える。Philip C. C. Huang 氏は、土地改革の経済的側面に目が行くあまり、政治的意義の部分を見落としているということになろう。

ただし、田中氏の見解に補足したいことがある。田中氏は、中国内戦期の土地改革の意義は、経済ではなく政治にあると述べている。この指摘では、土地改革の経済的意義は重視されなかったととられかねない。中共が経済面も重視していたことを付言しておく必要がある。劉少奇の

「土地改革問題に関する報告」（1950年6月14日）の以下の部分にその点が表れている。

「だが土地改革の根本目的は、単に貧乏な農民を救済するばかりではなく、農村の生産力を地主階級の封建的土地所有制の束縛から解放し、それによって農業生産を發展させ、新中国の工業化のために道をきりひろくことにある。農業生産が大きく發展でき、新中国の工業化が實現できさえすれば、全国人民の生活水準は向上させることができるし、そして最後に社会主義に發展して、農民の貧困問題ははじめて最終的に解決することができる。ただ土地改革を實行するだけでは農民の貧困問題を部分的に解決するにすぎず、農民の貧困問題全部を解決することはできない。」（『新中国資料集成』3巻：112）

つまり、土地改革の政治的効果は即時的で、経済面の目的は遠大な計画で時間がかけて達成されると言った方が正確であろう。

3. 行政村単位は適切だったとする意見

一方、行政村を単位に土地改革を行うことが適切だったとする意見、行政村を単位に土地改革を行うメリットを指摘する見解についてである。前述したように、権力を村内政治にまで貫徹させようとしたこと、村の権力構造に革命的変革を起こそうとしたことが指摘されている（田中、1996）。また、中共が土地分配を、行政村を単位に自然村の枠を越えて行ったことは、村落間の耕地格差を縮小したことが指摘されている（小林、1986：199-200；小林、1997：758-760）。

行政村を土地改革の実施単位とするメリットについて、先行研究がとりあげていない資料をもとに中共の意図から考えてみる。

人民日報社論「開展翻身大検査 實行『填平補齊運動』」（1946年9月10日）では、豊かな村と貧しい村で土地の量がひどくかけはなれており、貧しい村が土地が分配に足らず、貧しい村の農民が少ししか得られないまたは耕地を得られないならば、なんとかして豊かな村から貧しい村に一部土地を移すべきである。移転の方法は数村が連合闘争をくむ、もしくは貧しい村と豊かな村を合併して一行政単位とし、共同して闘争し共同で分配する。または豊かな村から貧しい村へ一部の土地を安価で売り渡す、または譲渡するなどの方法はどれもよいという（『中国土地改革史料選編』：311）。

「晋冀魯豫局為貫徹“五四”指示徹底實現耕者有其田的指示」（1946年9月20日）は五四指示の華北での補足規定と思われるが、この中でも、貧しい村と豊かな村を合併して一つの行政村とし共同分配する方法がすでに提起されている（『中国土地改革史料選編』：311、313）。

薄一波の「關於晋冀魯豫区土地改革情况的報告」（1947年2月18日）によると、貧しい村と豊かな村は土地財産の格差が極めて大きく、単独で（土地改革を）行っているのは赤貧を消滅するのは難しい。したがって貧しい村と豊かな村を合併し、貧富両村で連合闘争をし、共同で果実を分配する方法をとるという（『解放戦争時期土地改革文件選編』：52）。

中共が行政村を単位に土地改革を実施したメリットは、土地不足の村に土地を補うことにあったことがわかる。そして、その方法は、土地が不足する村と土地に余裕のある村を合併して一つの行政村とし、連合闘争を組織し、土地を一つに合わせ数村が共同で分配する形をとった。また、土地の少ない村の住民を土地に余裕のある村に移住させる移民の方法もとられている（小林、1986：200；小林、1997：759¹⁴⁾）。

土地不足の村には、隣接する村から土地を補充する方法がとられた。例えば内戦期冀中区の資料では、隣り合う近い村から土地を供出することが推奨されている（『平分広播』16, 1948年, 11-1-22-15: 9; 『平分広播』24, 1948年, 11-1-22-23: 6）。華北農村では、これまでも、人口に対し土地が不足し、それが中共の土地改革政策に影響したことが注目されてきた（田中, 1996; 川井, 1980¹⁵）。人口に対して土地が不足することは、中国農村全体でみると、非常に深刻であることがわかる。天野元之助氏があげる数値によれば、1930年代の中国の耕地面積は全国土の17%で、このせまい耕地の上で人口の83%以上の人口が生存したことがわかる（天野, 1978: 109-110）。

また、土地改革の実施単位の変遷、時期区分について先行研究の見方を修正する必要がある。小林氏は、土地改革を行政村を単位に実施することは、1947年10月10日に出された土地法大綱からとしている。だが、前述したように、土地法大綱以前に、土地改革を行政村を単位に行う見解が、人民日報や華北での中共の指示や中共指導者の発言の中に出ている。行政村単位の土地改革は、1947年10月10日の土地法大綱から急に生じた話ではなかったことがわかる。正確には、1946年から出ていたことが、1947年によりややく中央の条文となったと考えるべきであろう。

II 行政村単位の土地改革の困難とその原因

ここからは、土地改革を行政村を単位に行うとして、問題はなかったかを見ていく。前述したように、中共が土地改革を行政村を単位に行った大きな理由は、土地に余裕がある村から土地不足の村に土地を補充することにある。そしてそれは村と村の連合闘争や移民の形で行われた。ここでは、村と村の間の土地移譲、村と村の間の移民、村と村の連合闘争などがどのような問題を生じたのかを見ていく。ただし、問題点を掘り起こすことに終止しない。問題点があった場合、当局がどう見ていたのか、どう対応しようとしていたのかまでみるのがねらいである。

1. 村落エゴイズム

中共は、土地不足の村と土地に余裕がある村が、土地を共同で分配することで、分配する土地の不足を補おうとした。ただこの方法には、土地を抛出される村の不満を引き起こさないのかという問題がある。この点は、先行研究で村落エゴイズムと呼ばれている（小林, 1986: 199; 小林, 1997: 759）。小林氏は、他村に有する飛び地の処理が紛争の原因になったことには注目しているが（小林, 1986: 200-201; 小林, 1997: 760-761）、土地不足の村と土地に余裕がある村が、土地を共同で分配することで、土地を抛出される村の不満を引き起こさないのかという問題については検討を行っていない。よって、本稿で検討を行う。資料では、村落エゴイズムは次のように批判されている。

「晋綏辺区農会臨時委員会告農民書」（1947年9月24日）では、皆が訴苦清算し統一に分配を行うのに便利なように、我々は行政村を単位とし、甚だしくは多くの村が連合し、全区全県が連合し、連合闘争を行うことを主張する。……本村、本族、本姓人のために闘争の果実を多く分配し、外村、外族、外姓人と連合闘争しない族姓の觀念も反対すべきである（『晋綏辺区財政経済史資料選編 農業編』: 374）（傍線筆者）。

この文献では、本村が土地財産を多く得て、外村と連合闘争をしないことは反対すべきとされ¹⁷⁾ている。だが、現実には、連合闘争を行い、各村の土地をひとまとめにして均分したり、自然村間で土地を移譲する方法は、土地を供出される村の住民の不満を引き起こしている。そのことが当時の華北農村の事例から確認できる。以下は、村幹部や農民が、連合闘争を行うと貧しい村に土地を供出することになるため連合闘争をいやがる事例である。例えば、河北省新河県尹才荘では、村幹部は村本位思想があり、貧しい小村の大衆が土地をえることを助けたがらない。ある幹部は甚だしくは知恵をめぐらしなんとかして連合闘争を避けようとするという（「新河指示各区注意果実分配 照顧貧苦村深入填補」、『人民日報』、1946年11月10日）。河北省清河県では、三区尹才荘（豊かな村）と花園村（貧しい村）が一つの連合単位だが、尹才荘は連合に同意したあと急にまた同意しなくなり、かつてこうしたことを何度も繰り返した。前、後呉荘は連合闘争を行う前、後呉荘が前荘に参加しに行くように頼むと、前呉荘の村幹部が「おれはいかん！ 連合したらわりにあわない！」また「群衆が同意しない」ともいう。葛埋荘と被家荘は連合闘争の会合で口論になった。……いくつかの豊かな村は闘争された後の財産は本村から奪ってきたものだけだから他の村は分配にあずかるべきじゃないと思っているという（「清河克服連合闘争障碍 讓貧村農民獲得土地」、『人民日報』、1946年11月19日）。

『平分広播』は小さな冊子だが、5ページにわたる記事がすべて自然村間の土地移譲に関わる困難や手間を取り上げている。例えば、河北省大城県四区北道口は30戸の富裕な村だが、代表たちは会議を開く前に土地調整を議論することを見積もり、そこで弁のたつ青年を探して会議に参加させ、土地を調整しないことを勝ち取ったという。また大城県二区野回賢は貧しい村で、高里荘と臧屯は富裕な村で、両村の土地を野回賢に一部供出しようとしたが、高里荘の代表が土地の供出はだめだと言った。野回賢が両村に20頃土地をくれと言うのを聞いて、高里荘の代表は怒って口論を شدしたという。大城県二区前任莊子は貧しい村で、臧莊子は富裕な村で、土地調整に話が及んだとき、臧莊子は（前任莊子に対し）、一家につき三間の家を建てることを条件に提示した（『平分広播』22、1948年、11-1-22-21）。

以上の事例からわかるのは、土地が少ない村との連合闘争、共同分配は自村の土地を削られるため、村幹部や村民は不満で受け入れがたい。さらに『平分広播』の事例では、土地を供出するかわりに家を建てることを要求するなど取引に発展している場合もある。これらの問題を、工作幹部が一つ一つ調停するのは大変な労力を要すると思われる。

華北ではないが、関中（陝西省の渭河流域地区）でも、村落エゴイズムについての指摘があるので言及する。秦暉氏は、関中地区について、いくらかの地区では、各村の農民がひそかに会議を開き、土地改革で土地が外村に分配されるのを防ぐため、どのようにして本村の地主をかばうかを研究したという（秦暉、1996: 65）。張佩国氏は、これは地主をかばったというよりは、彼らの村界意識と利益の追求が作用を発揮したとする（張佩国、2002: 94）。地主をかばう動機が、地主を連合闘争にかけると、地主の土地と一緒に闘争した外村に分けなくてはならなくなる、それを避けるためだということもあった。

2. 自然村間の移民の困難

前節では、村から村へ土地を移譲する方法について論じた。土地調整の別の方法として、土地

の少ない村の住民を土地に余裕のある村に移住させるなど自然村間で移民をする方法がある（小林, 1986: 200; 小林, 1997: 759）。土地ではなく人を動かす方法である。

しかし、移民の方法に困難はなかったのか。小林氏は、移民の実態には言及していない。資料をもとに検討していくにつれて、移民の方法は困難が多く、あまり採用できなかったのではないかの疑念がわくに至った。土地改革という行政が起こす人為的な移民は、村民が自分の意志で村を移る場合とはだいぶ状況が異なる。行政が推進する移民は、自然発生的な移民よりも受け入れ難さがあると思われる。土地改革で起こりうる移民の問題を考えるのに、村民が自分の意志で村を移る場合を考えた先行研究に言及することは、参考になるとと思われる。旗田巍氏によると、外村人が本村に移ってくるのは、その人の朋友や親戚が本村にいるからである。また移るのは、それまでいた村で食えなくなった場合が大部分である。彼らは朋友・親戚を頼って本村へくる（旗田, 1973: 140）。問題は、農民が移住した後に何か困難は生じないのかである。旗田氏によると、本村人の資格要件がゆるい村と資格要件が厳しい村の両方で、新しく入村し本村人となった者は、何も差別を受けていない（旗田, 1973: 132, 141）。ただし、それは正確には本村人となれたらである。

実際には、本村人の資格要件が厳しい村では、¹⁹⁾入村者の状況によって資格、権利に違いが生じている。山東省の恩県後夏寨村と歴城県冷水溝荘では、土地と家がなければ本村人になれない。後夏寨村では、村長の選挙への参加は土地がある者に限られている（旗田, 1973: 141-143）。冷水溝荘では、世居と言って、三世（親・子・孫）くらい以上本村に住み、本村に墓をつくっている者は、土地がなくても本村人である（旗田, 1973: 143, 147）。だが、外から移住してきた者で、貧乏で土地と家のない者は、10年以上住まないと本村人になれない（旗田, 1973: 144）。ただし、これを差別というかは微妙である。攤款と言って、土地所有者が村へ納める村費、村税がある。これは村民の所有地をもとに村民に賦課される。土地が本村人の資格要件として重視されるのは、村費を負担するかどうか、本村人であるかどうかの大事な要件になっているからである。村費の負担が本村人としての当然の建て前とされている（旗田, 1973: 145-147）。土地がない者は、村費を払わず本村人の義務を果たしていないので、本村人と同じ権利を得にくいと考えられる。

山東省歴城県路家荘では、本村人の資格要件はさらに嚴重である。村に移ってから少なくとも7、8年がたち、家・土地をもち、子を生み、墓をつくらねばならない。年数がたっても、家・土地・墓がないと本村人にはなれない。土地・家がある人についても居住期間が問題とされる。（旗田, 1973: 148）。墓が本村人の資格要件になる理由が、河北省欒城県寺北柴村を事例に検討されている。寺北柴村の村民の意識に共通している本村人の条件は、墓と世代である。世代（輩）は同族関係の基本的秩序である。本村人の資格条件の中に、同族意識が反映している。墓は同族員が共同してつくる。墓は同族結合の一つの表象である。したがって、墓を資格条件とする本村人は、同族の一員としての本村人である。本村人の観念の基礎に、同族あるいは同族員の観念が強くひそんでいる。農民の意識として、同族意識・族人意識と本村人意識とが深くつながっている。この村において本村人の資格が厳しいのは、族人意識のためである（旗田, 1973: 151-152）。

総じて、農民が移住し、移住先で本村人の資格を認められるには、村により数々の条件を満たさねばならないことがわかる。農民の条件によっては、移住しても本村人の資格や権利を享受できない場合がある。これは農民にとって移民により生ずる不利益と言える。

また行政が、土地改革で農民に土地を与えようとして、農民をどこかの村に移民させたとしても、農民が移住先ですんなりと土地を分配されるのかの問題がある。これについても慎重な議論が必要である。この点について先行研究の指摘が参考になる。山本真氏が提示する調査資料によると、本村人の資格要件として土地と家屋の所有があり、たとえ本村に3代、4代居住していても、家屋があるだけで土地がないと本村人とは見なされない。外来戸には見下す意味が含まれる。山本氏は、外来移民に対する排他的心理の存在を指摘する²⁰⁾。そしてそうした心理が土地改革の中で顕著に表れたことを指摘している。すなわち、外来移民が闘争へ参加し、土地財産を享受すると、本村人との間に摩擦を醸し出したという。本村人が、土地改革のときに外来戸に土地を分配することを嫌う事例を提示している。山本氏があげる『晋南日報』の事例では、ある村には十数戸の外来移民がいたが、土地を分配することを嫌った本村人は、彼らを本籍地に送り返すことを希望したという（山本、2011: 84-85, 87-88）。

また河野正氏によると、土地改革を行うに当たって、村内にいるよそ者へ土地を分配すべきか否かは、幹部たちの頭を悩ませる問題であったという。河野氏があげる事例では、土地改革の時期に至っても、すでに数世代にわたって村に住んでいた者に対しても、紹介状がなければ本村の人間と認めず、土地を分配しなかったという²¹⁾。また土地や家屋を持っている農民でさえも本村の人間と認められず、よそ者として没収の対象になってしまったという（河野、2011: 63-64）。

土地改革において本村人が外来戸の土地の取得を妨げる事態は、両氏があげる事例だけではない。本稿でもさらに事例を紹介できる。

山西省隰県石家莊村では、土地をえた24戸のうち23戸が本村戸で、11戸の外来の貧困農民は土地を一畝も得ていない。土地を分けるとき村幹部は、「村にきて二、三年の者は土地を分けはいけない」、「よそ者は土地をえる資格がない」と言った。外来の貧しい農民は差別される地位にあり、おからを食べて暮らしても土地がほしいと要求をだす勇気がないという〔「隰県石家莊の嚴重錯誤 不給外来貧雇農分地 分散外村中農的土地」, 『晋綏日報』, 1947年4月10日〕。

山西省洪洞県原上村では、土地と果実の分配の中で深刻な外来戸排斥の思想があった。該村には十四、五戸の外来戸がいて、大部分は七、八年前に河南から逃げて来た貧しい農民だった。村幹部と村民はこれらの外来戸に土地や家屋を分けたくなく、彼らの成分がはっきりしないといいわけをしたり、外来戸が郷里にかえって証明をきってくるか、もしくは保証人をたててからやっと土地をやる。もしくは外来戸の生活が困難でないといいわけをしている〔「洪洞原上村分果実中糾正排斥外来戸現象」, 『晋南日報』, 1949年4月30日（『山西新区土地改革』: 436）〕。

山東省の中共機関紙『大衆日報』のある記事によると、いくらかの外村から本村に移住した者は、土地を耕したいが本村が承知しないと思ひ、ふさわしくないと思っている。安茂才は、「おれは河南人だ、葛町の土地を耕すと他の人（他の移住者か）は言わない、おれ自身もふさわしいとは思えない」という〔「葛町群衆清算運動與闘争果実的處理」, 『大衆日報』1946年8月30日〕。

また、『大衆日報』のある記事では、土地分配の過程で軽視されやすく農民から蔑視され配慮する必要がある人々がいるとして、その一つに外来戸をあげる。事例として、東禪本村人が『外来戸』を蔑視し、土地を分けたがらないという〔「東禪分配土地中の幾個新問題」, 『大衆日報』1946年10月5日〕。

上記の事例では、外来戸が、移住して数代経過した者でさえ、移住した村の村幹部や村民の反

対で、土地改革で土地を得られなかったことがわかる。また、そうした反対にあうことを自覚し、自分から土地の要求をやめてしまう農民もいたことがわかる。これは、農民が新規に移民した場合、同様の事態を引き起こすことを意味している。資料の中でこれだけ多くの事例が報告されていることからしても、行政は移民が生ずる困難をわかっていたと思われる。また農民も、移民をしても、移住先で土地分配をめぐる排斥や差別を受けることを危惧し、移民を躊躇したのではないだろうか。

さらに、移民は、住み慣れた土地を離れたくないという理由で農民には受け入れがたい方法だったことが、毛沢東が江西省で行った尋烏調査（1930年5月）で早くから指摘されていたこともわかる。農民が移民に反対する理由として、引越しをするのに損失が大きい。祖先の墓があり捨てると不利である。触れ慣れた土地、住み慣れた家、よく知った人情、これらが農民にとって価値ある財産であり、これらを捨てて新しい場所に移り住むのは、農民にとって大きな損失であることなどが指摘されている（『毛沢東農村調査文集』：168-169）。華北農村でも同様の理由で農民が移民を拒む事例がある。冀中区の村と考えられるが、橋李村の土地不足の戸を閻庄子に引っ越させて住まわせる方法が、自然村間の土地調整の方法として提示されたが、閻庄子が家がないといい、橋李村も住み慣れた土地は離れがたいと言ったという（『平分広播』22, 1948年, 11-1-22-21）。土地改革で土地がもらえると云っても、農民が住み慣れた村を離れたくない意識もある。こうした農民の心理も移民の障害となったと考えられる。

3. 退役軍人を村に送り込む手法、復員田の転用

移民は、本村人の資格の問題があり、農民が、移住先の土地改革で土地を得られない事態が憂慮される。だが村籍が問われない方法がある。村籍のない退役軍人、烈士を各村に送り込み、土地をあてがう方法がある。この方法は、やり方は移民と似ている。「魯中区行政公署關於執行省府土地改革法令的指示」（1946年11月4日）では、外籍で帰る家がない復員退役傷痕軍人や、軍人と労働者の烈士の家族はそれぞれ各村に落ち着かせ、本籍と同じように土地の分配を得るべきである（『解放戦争時期山東的土地改革』：286）。傷痕軍人への土地の分配は、村内に復員田を設けることによって行われている。例えば、「濱海地委關於目前貫徹土地改革運動給各県的一封信」（1946年10月4日）では、土地が多い村は復員田をできるだけ残し、まずは野菜を植える土地にし、土地が少ない村は復員田を残さない（これは村と村で土地を調整する方法の一つである）という（『解放戦争時期山東的土地改革』：325²²⁾）。各村が、傷痕軍人に分ける土地を復員田として保留しておくのである。退役傷痕軍人や軍人の烈士となれば、人民のために命をかけて戦ったという行政のお墨付きが付与される。このため、外村籍の者でも村人が受け入れに反対するのは難しかったのではないだろうか。

ただし、村に設ける復員田の量は無制限というわけではない。制限がある。晋冀鲁豫辺区政府の「中国土地法大綱補充弁法」（1948年1月）では、傷痕軍人および退役軍人のために保留された土地は、分配することはできず、行政官庁によってまとめて保持される。ただしその面積は同行政区の土地総量の1000分の1を超過することはできない。この保留地はその属する県の農民代表者会議（またはその委員会）により、暫時貧困な農民その他の貧困者の耕作のために与えられるという（『新中国資料集成』2巻：14）（傍線筆者）。

上の記述ではまた、復員田が、傷痍軍人以外の貧困な農民にも転用されるととれるようなことも述べている。この理解は間違いではない。『平分経験』に、榮譽軍人田の項があり、すでに榮譽軍人田を残している村の土地については、それを貧困な村に配分してもよいと述べている（『平分経験』第50期、1948年、11-1-23-10: 6）。榮譽軍人とは、傷痍軍人に対する敬称である。名目上傷痍軍人のために取り置かれた土地は、他の貧困な農民や、土地のない村に補充するためにも使われていたことがわかる。

土地の分配を行える場合がまだある。窮乏して村を離れて帰らない者の土地を、その村の他者に分配する方法である。晋冀魯豫辺区政府の「中国土地法大綱補充弁法」（一九四八年一月）では、窮乏して村を離れ、音信のないものについては、分配の日から数えて三年を期限とし、期限をすぎても帰らないときは、その土地は別に分配するとする（『新中国資料集成』2巻: 12）。このようなケースは無制限にあるわけではないだろうが、土地調整の方法としては移民より障害が少なく有効だったのではないだろうか。

4. 度量衡や土地の評価

自然村間で土地移転が困難な理由として、度量衡や土地の評価に気をつけねばならない点もある。この点も工作上一定の労力を要すると思われる。王先明氏は山西省離石県の档案に依拠し、土地分配時、畝の大きさについて自然村間の紛糾が起こった点に注目している。すなわち山西省離石県五区田家会行政村では、土地が山川や溪谷で山地、平地、水地などちがう質や等級に分けられしかもかなり分散しており、土地の測量と生産量の評定が比較的困難である。できるだけはやく適切に土地の測量を終わらせるため多くは評議の方法をとっている。すなわち「植え付けのとき三升の麦の種を使う範囲を一畝の土地とするという基準をもうけ、評価測定を行う」とした。その結果自然村間で土地の評価の数値をめぐって意見の食い違いが非常に大きく、「田家会は測量の一畝を小さくしている、問題だ」と批判があった。このため「田家会も二日の回り道をくった」。自然村間の土地をめぐる対立を調停し協力させるため、土地改革工作団は特別に「全行政村代表大会を召集し、田家会の土地と関係ある付近の各村に代表を派遣し参加するよう要請し、苦しい調停工作をへて対立をやっとうちとくことができた」という（王先明、2003: 84）。また時代は内戦期ではないが、1950年秋に土地改革をした山東省済南市冷水溝では、水田1ムーと水利の悪い畑1.6ムーを比較すると、水田1ムーのほうがはるかに高収入となることを誰もが承知していた。この不公平感はまぬがれず、当時の幹部が、土地分配が最も困難だったと回想するのも当然のことであったという（中生、1990: 47）。自然村間で土地移転をしようすると、度量衡や異なる等級の土地をどう組み合わせるかで紛糾が起こるため非常に労力がかかるといえよう。

5. 村と村の連合闘争の実施程度

行政村単位の土地改革は連合闘争を伴う。先行研究では、華北の土地改革が、行政村を単位とした結果、連合闘争が村と村の矛盾と摩擦を引き起こしたことを指摘している（小林、1986: 200; 小林、1997: 760）。ただし、村と村の連合闘争は、常に実施が意図されたわけではないようである。以下の資料は、村と村の連合闘争にふさわしい条件を具体的に述べ、それらの条件にあてはまらない場合は、村と村の連合闘争を行うべきではないと述べている。

「中共冀晋区党委從阜平復査中看到的幾個問題給各地的指示」（1947年5月18日）では、地主を闘争する方法について、基本的に行政村を單位に闘争を行うべきだとしながらも、村と村の連合闘争については、以下の状況のとき初めて組織、指導してもよいという。すなわち、(一)貧しい村と富裕な村がつながっており、貧しい村に配慮するため。(二)闘争対象（大悪覇地主）が非常に明確であり、周囲の村の大衆がひどく恨んでいる者である。(三)先進的な村が遅れた村に手本を示すため。以上の事情でなければ、通常、村と村の連合闘争を行うべきでない。本村の地主と外村の利益が密接につながりがある場合は、関連する村が農民の代表を派遣して果実を分配することを共同で話し合うよう通知してもよいという（『河北土地改革档案史料選編』：188）。「中共冀中区党委關於具体執行中央五四指示及中央局指示的決定（節録）」（1946年7月28日）でも、共同の地主に対しては、数村の大衆が連合闘争を組織してもいいのいい方にとどめられている（『天津土地改革運動』：97）。

上記の資料から、行政村單位の土地改革を指示していても、ふさわしい条件があるとみなした場合に限って、村と村の連合闘争が行われたとみた方がよさそうである。

また、中共は、村と村の連合闘争が、村と村の村落エゴイズムの対立を非常に引き起こしやすい事態を多く経験し、痛いほどよくわかっていたからであろう。村と村の村落エゴイズムの対立、混乱を緩和すべく、天下の農民は一つの家族だと強調し、村本位を克服する、村と村の相互の友愛を發揚するなど、思想道徳面からの説得、誘導を、資料の中で頻繁に説いている。²³⁾

6. 村と村の連合闘争の困難、械闘

行政村單位の土地改革では、ふさわしい条件があるとみなされたときに村と村の連合闘争が行われた。だが、村と村の連合闘争は、常にうまく実施できたわけではなかった。その理由をいくつか検討する。

まず、当時は政治情勢が不安定であり、敵占区に近い村では敵が中共占領区に入り込む危険があった。このため中共が自然村間の農民の行き来を意図的に制限したかった面が考えられる。例えば、「太行区辺地遊撃区土地改革研究」（一九四七年四月一日）によると、情報を封鎖するとあり（主に外村の悪人がまぎれ込み、誰が誰を闘争したかがわかり、さらに自分があらわになってしまうのを恐れるからであり、故に辺境の地では通常連合闘争の方式は採用しない）、戒厳令をしき、各村は行き来を禁止するなどが指摘されている（『太行区革命根拠地 土地問題資料選編』：441）。

また、自然村をこえた連合闘争は、農民を誘導する労力を伴うため、たやすく広範囲に実施できたわけではなかったと考えられる。農民が自然村、郷、県の広い範囲で組織されることは、資料の中で、確かに農民の大団結として好意的に宣伝されることが多い。だが、村と村を連合する闘争方法は、うまくできなければ悪い結果を引き起こす。例えば、以下の資料は、村と村の連合闘争がうまくいかなかった事例である。

「中共冀中区党委關於土地改革第一階段幾個問題的經驗介紹」（1946年12月1日）によると、連合闘争を組織するのは特に慎重でなければならない。こうした闘争方法は、極めて村と村の対立を引き起こしやすいからだ。青県、滄県、交河県の閻辛莊、馬連坦の連合闘争は、あらかじめうまく動員しなかったため、闘争のときに農民間の小さな問題で村と村の闘争を引き起こし、ついには銃を發砲し六人を負傷させたという（『河北土地改革档案史料選編』：125）。

「中共晋察冀六地委關於涿鹿十三区土地復查工作的總結（節録）」（1947年8月5日）によると、例えば、河東と九針台、李家堡と呂家湾子、範家坡が典型的な例で、両村の基本大衆はほとんど武装闘争と仲間割れの殺し合いにまでなってしまったという（『河北土地改革档案史料選編』：275）。

上記の二つの資料では、村と村の連合闘争が械闘を誘発している。械闘は、多くの人を集め、械即ち刀、槍、銃などの武器を使用して互いに闘うことである（仁井田、1952：358；北村、1950：66）。械闘は、通常福建、広東など華南農村でよく見られ、華北農村ではあまり見られない現象とされる。村と村の連合闘争を組織したことによって、華北農村で械闘を生じていたことがわかる。²⁴⁾

「中共冀中区党委關於土地改革第一階段幾個問題的經驗介紹」（1946年12月1日）は、前述のように、連合闘争について述べた資料である。同資料によると、多くの地区は闘争に参加する児童の数が二分の一以上を占め、青壮年期の者は逆に少なく、会議でも十分に苦しみを吐き出さず、闘争は身が入らない結果になった。いくらかの地区では、参加人数を増やすため、闘争を無理強いするやり方を用いた。任邱や辛中驛では、一人の闘争に参加しない婦人に5万円の罰金を課した。獻県尹莊では大衆を発動し闘争に参加させるため、闘争に行かない家に行き食事をし、それによって大衆が参加するよう脅した。ほかにも、ある地区では幹部が大衆が「革命的」でなく立ち上がれないと考え、そこで人を殴るよう扇動したり先頭に立って人を殴り、實質的に幹部が「革命的」で大衆が「革命的」であるのではないという（『河北土地改革档案史料選編』：122-123）。

上記の資料では、児童を参加させるなど表面的に闘争参加の人数を増やした事例、闘争に参加しない婦人に罰金を課したり、闘争に行かない家に行き食事をして脅すなど闘争への参加を無理強いした事例、幹部が大衆に人を殴るよう扇動した事例が出ている。

上記の分析から次のことが言えよう。村と村の連合闘争は慎重な対応が求められていた。村と村の連合闘争がうまく行かない事例が存在した。そして、うまく行かない事例は当局に報告され、文書の形で、参考事例として情報が流通し、工作幹部の間で共有されていた。

Ⅲ 行政村単位の土地改革の困難に対する対応

1. 自然村間の土地移譲、移民の抑制

土地改革を行政村を単位に実施する目的は、土地に余裕がある村から土地が少ない村に土地を移譲することにある。だが、自然村間の土地移譲を抑制している場合がある。「中共北岳五地委傳達中央、中央局一月指示後分地工作給区委的報告」（1948年3月16日）では、旧区の村本位思想は、外村に土地を移譲するのを心配し、通常、外にいる人員を多く報告する。ある村では、外にいる人員を数百名報告し、そのうち十年余りすでに音信がない者も含んでいる。これはすなわち外村に土地をけずるよう要求することを強調するか、あるいは外村には土地を移譲しないよう求めるものである。旧区と半旧区の土地はすでに基本的に農民の手に分散しており、土地を移譲するのは極めて困難である。ゆえに貧富の格差が大きい村を除いては、通常、村と村の土地移譲は強調せず、移民もまた個別の戸だけとする（『河北土地改革档案史料選編』：385）（傍線1——²⁵⁾筆者）。

まず、この資料は村落エゴイズムを指摘したものである。外村に土地を移譲されないように、村の外にいる人員を数百名報告する。そのうち十年余り音信がない者もいる。こうしたやり方は次の規定により受け入れられなかった。晋冀魯豫辺区政府の「中国土地法大綱補充弁法」では、窮乏して村を離れ、音信のない者も、法に従って土地を分配する。土地は村農民組合によって保管され、暫時雇農・貧農その他の貧困者に耕作させる。ただし分配の日から数えて三年を期限としなければならないとされた（『新中国資料集成』2巻, 12）（傍線2——筆者）。傍線2の規定により、十年余り音信がない者とわかれば、村人がそれらの人々の土地を村内に確保することはできない。当局から、村内に、外村にまわせる土地があるとみなされ、外村へ土地を供出する指示は依然として出される。ここでは、農民の不正を論じたいわけではない。外村に土地をけずられることに対する農民の抵抗がいかに大きかったかが問題である。

当局はまた、旧区と半旧区は、土地がすでに農民の手に分散していて動かすのが困難だという事情もあげているが、外村に土地をとられたくないという農民の心理がここでは大きな問題であろう。傍線1では、貧富の差が大きい村を除いてと但し書きはあるものの、当局が、自然村間の土地移譲や移民を強力に推進する意図は弱くなっていることが伺える。

また、行政村単位の土地調整には、土地不足の村から土地に余裕がある村に農民が移民する方法があった。これについては、前述したように、本村人になれない外来戸が土地改革で土地の分配を得られないという問題が生じていた。こうした現実をふまえて、以下のように、中央レベルでは、大衆が移民に反対し移民の実施が難しいと認識され、移民については慎重かつ抑制的であることが意図され、地方に指示が出されている。

「中共中央工委關於糾正土地改革運動中的左傾錯誤給熱河分局的指示」（1948年3月15日）によると、移民をしたり村を移ったり貧しい区と豊かな区で調整をするときはかなり慎重にせねばならない。気の向くままに実施してはいけない。このことは実施が難しく、大衆がよく反対するからだ。大きな荒地があって移民を配置でき、政府がよく準備した条件のもとで初めて移民を動員できるという（『冀東土地制度改革』：193）（傍線筆者）。

資料では、大きな荒地がある場合に移民を動員できるとなっている。村民の誰かの土地をけずり貧困戸に与えると、本村人でない外来戸の排斥も起き、村民の不満を招く事態は避けられない。荒地となると誰の反発も買わない。そのことを考慮した判断だと思われる。

2. 自然村単位の採用

小林氏の研究は、内戦期の土地改革は行政村を単位としたと述べている（小林, 1986；小林, 1997）。小林氏がとりあげた、譚政文の「山西崞県是怎样進行土地改革的」（1948年2月8日）は、中央の行政村単位の土地改革を忠実に反映した資料である。同資料では、必ず行政村を単位として連合して分配することを守り通すという言葉が出ている（『中共党史參考資料』第十一冊：145）。また筆者が確認したように、1946年から1949年の間で、土地法大綱のほかに、行政村単位の土地改革を行う見解が人民日報、華北での中共の指示、中共指導者の発言の中に出ている。実態を見ても、前述したように、確かにこの時期は行政村単位の土地改革が一定程度推進されていたことがわかる。だが、一方で、行政村ではなく、自然村単位の土地改革を指示する文書を複数発見した。そららの文書を早いものから並べると以下のようになる。

- 「土地改革を行うときは、村を単位とし、属地主義をとるべきである」〔中共冀中区党委關於具体執行中央五四指示及中央局指示的決定（節録）〕（1946年7月28日）、『天津土地改革運動』：97〕（傍線筆者）。
- 「戊、鬭争の果実を分配する原則：A、通常村を単位とし、農会により統一的に分配する。……D、通常村を単位とする。ただしあるいくつかの村が土地が特に少ないときは、区が研究し土地が多すぎる村の公有地を、政府によって一部適切に調整する。」〔濱海地委關於如何具体的執行中央五四指示的補充指示〕（1946年8月25日）、『解放戦争時期山東的土地改革』：323〕（傍線筆者）。
- 「村と村の土地調整の問題。通常村を単位に統一的に分配する。ただし各村で差が大きすぎるものは、調整の方法をとる」〔濱海地委關於土地改革的初步總結（節録）〕（1946年11月20日）、『解放戦争時期山東的土地改革』：341〕（傍線筆者）。
- 「土地の分配は、具体的状況により、統一的に調整するため、一村あるいは数村を単位に土地分配委員会を組織する。土地分配を公平合理的にする。具体的には1)通常は村を単位に分配すべきである。数村にかかわる土地は、関係する村により統一的に分配すべきである。」〔膠東区行政公署關於徹底推行土地政策解決農民土地問題的訓令〕（1946年10月20日）、『解放戦争時期山東的土地改革』：358〕（傍線筆者）。
- 「土地の分配と調整は基本的には村を単位に分配する。いくつかの村は土地が少なく他の村から調整するべきである」〔膠東区党委關於土改中存在的缺点與偏差及今後的意見〕（1947年10月30日）、『解放戦争時期山東的土地改革』：363〕（傍線筆者）。

これらの条文では、通常、土地分配は自然村単位とするよう指示している。

土地改革を自然村を単位に実施する記述は新聞にも出ている。

山西省榆社県の前莊村などは最近果実を分ける時、填平補齊（でこぼこをならす）に注意した。

……この村は今回の清算運動は自然村で行い、果実を分配した当初、多くの農民は各自然村が各自の果実を分けるよう主張したという〔固莊等編村統一分果実 富村送地給貧村〕、『人民日報』1946年11月24日²⁶⁾〕。この記事は、表題は、自然村間の土地移譲を推進することを意図したものが、村民が自然村単位で土地分配を行うよう主張している。

山東省の中共機関紙『大衆日報』では、郷の範囲の中で適当に調整する必要があるとしながらも、鬭争の果実を分けるには、基本的に村を単位とするという。このようにすると計算しやすく、迅速で、農民が慣れているからだ。もし一つの郷にわたって動かして分ければ、紛糾は必ず多いという〔分配鬭争果実中的幾個具体问题〕、『大衆日報』1946年8月10日〕。

まず、土地改革を自然村を単位に実施する意義から述べる。自然村を単位とすれば、村と村の連合鬭争や、村と村の間の移民をしなくてすむし、土地分配も自然村内のみで行われ、自然村間の土地移譲による村落エゴイズムの衝突は減る。工作のスムーズな展開が予想される。ただしこれは、村落エゴイズム、村籍など農村、農民の実態に行政が適応することを意味する。張佩国氏は、「土地調整の中で村民の村界意識や村の財産觀念を考慮すると、工作は展開しやすかった。このことから見ると、長い間郷村の民衆の心に存在した村界意識や村の財産觀念は、行政権力に頼ってもたやすく変えることはできず、かえって行政権力の農民の郷土觀念への妥協であった」と述べている（張佩国、2002: 92-93）。張氏は、これらのことを、1950年から1952年の江南農村を

事例に述べているが、これは本稿が対象とした1946年から1949年間の華北農村にもあてはまることではないだろうか。

第二に、土地改革は行政村を単位とすることを説く資料と、自然村を単位とすることを説く資料、それぞれの文献が出された時間について次のことがわかる。土地改革は行政村を単位とする文書は、中国土地法大綱のほかに本稿の前半部分で、人民日報社論「開展翻身大検査 実行『填平補齊運動』」（1946年9月10日）、「晋冀魯豫局為貫徹“五四”指示徹底實現耕者有其田的指示」（1946年9月20日）、「薄一波の「關於晋冀魯豫区土地改革情况的報告」（1947年2月18日）をとりあげた。①、土地改革は行政村を単位とする見解は、1946年9月から出され、この考え方は土地改革法前の1949年まで続く。一方、②、自然村単位を説く地方の文献が出された時間は、1946年7月から1947年10月である。①と②を比較すると、時間の範囲が非常によく重なっている。ここから次のことが推察される。中央や上層部では、土地改革は行政村を単位に実施することを強調していた。だが、地方では、土地改革を行政村を単位に実施した結果、多くの問題を生じていた。そこで、地方では、行政村単位をやめて自然村単位に変更するなど早くから現実的な措置に転じていたということではないだろうか。

おわりに

これまでの研究との違い、本稿で補完できたことを述べる。

資料を見ると、行政村を単位に土地改革を実施する努力がなされ、その過程で様々な問題が発生している事例が多く発見される。具体的には、行政村単位の土地改革は、自然村間の土地の移譲、自然村間の移民、自然村間の連合闘争を伴う。だが、これらを行うには様々な制約があった。

第一に、村落エゴイズムである。自然村間で土地を移譲すると、村人は土地を外村に分けるのをいやがる。また外村に土地を分けることになるので、外村との連合闘争をいやがる。これらの状況の一つ一つ調停するのは、工作幹部にとって大変な手間である。

第二に、自然村間の移民には困難があった。まず、農村には本村人の資格要件があり、本村人の資格を認められない外来戸は、移住して数代経過した者でも、移住先でよそ者として差別され、土地改革で土地の分配を得られないことがあった。農民が新規に移民をすれば同じ目に遭うことは十分に考えられる。農民は、移民しても、移住先で、土地改革で土地を得られないなど排斥や差別を受けることを危惧し、移民を躊躇したのではないだろうか。資料の中で、外来戸が土地改革で土地の分配を得られない事例が多く報告されていることから、行政は移民が生ずる困難を認知していたと思われる。また、農民には、住み慣れた村を離れたくない心理があった。こうした農民の心理は早くから中共指導者に認識されていたので、移民は無理強いされなかったと考えられる。

第三に、自然村間で土地を移転しようとする時、度量衡や異なる等級の土地をどう組み合わせるかで村同士の紛糾が起こる。自然村間の土地移譲をさかんに行えば、工作幹部による調停の手間が増大する。

第四に、当時は政治情勢が不安定で、敵占区に近い村では、敵が中共占領区に入り込む危険が

あった。このため、中共が自然村間の農民の行き来を制限するなど、村と村の連合闘争を行うには制約があったと考えられる。

第五に、村と村の連合闘争は、農民を誘導する労力を伴う。村と村の連合闘争は、うまくできなければ、村同士の争いを引き起こす。ひどいときは械闘を引き起こし、死傷者を出すこともあった。また、連合闘争が盛大に行われたとなれば聞こえはよい。行政的な圧力もあったのではなからうか。表面上、連合闘争ができたかに見せるため、闘争の参加人数を増やしたり、参加を無理強いする事態も起こっていた。

上述のように、行政村単位の土地改革は、自然村間の土地移譲、自然村間の移民、自然村間の連合闘争を伴うが、これらの工作には問題も生じていた。このため、地方の文書では、村と村の連合闘争は慎重に実施され、できる範囲での実施が目指された。また、自然村間の土地の移譲や移民を抑制したり、行政村単位をやめて自然村単位に切り替えるなど政策の変更を行うケースも発見される。土地改革を自然村を単位に実施すると、自然村間の土地移譲をせず、自然村内でのみ土地分配を行うことが多くなる。村落エゴイズムの摩擦の調停などの手間は減るだろう。

最後に、村レベルの政策浸透について述べたい。土地改革の実施方法は、中央が大まかな規則を定め、地方が現地にふさわしい規則を定め、取り組むことが期待されていた。上層部の政策は簡略で、村レベルの実際の工作は、地方の政府、幹部の裁量により具体的な内容が加えられていた。よって、政策の基層浸透過程を見るとときに、上層部の政策が農村に持ち込まれ、村レベルでどんな問題が起き、どう政策が具体化されていくのかという視点で見えていくことも必要である。本稿の考察で、村レベルの対応がわかる。村レベルでは、中央の政策方針にそれほど固執していない。できる範囲で政策を実施したり、政策実施の過程で困難に直面すれば、政策の修正、変更も行うという柔軟で現実主義的な一面がある。

注

- 1) 本稿は、中国現代史研究会東海地区例会（2016年10月15日、愛知大学）、社会システム研究所アジア社会研究会セミナー（2017年6月12日、立命館大学）で報告した内容をもとに作成したものである。
- 2) 田中恭子氏の『土地と権力』について論じた研究は、例えば、丸山（1996）、三品（2003）、田原（2004）、山本（2009）、河野（2013）がある。
- 3) 例えば、川井伸一氏の研究では、幹部が同族の地主をかばい闘争を免れさせた階級区分の不正や、幹部による土地財産の多占の問題が指摘されている（川井、1987；川井、1980）。
- 4) 「中共中央關於公布中国土地法大綱的決議」（1947年10月10日）では、中国共産党中央委員会は完全にこの土地法大綱に同意し、また公布する。各地の民主政府、各地の農民大会、農民代表会及びその委員会が、この提案に対し、議論し、受け入れ、現地の状況にふさわしい具体的な規則を定め、全国の土地改革運動を展開し貫徹し、中国革命の基本的任務をやりとげることが希望すると述べている（『解放戦争時期土地改革文件選編』：84）（傍線筆者）。
- 5) その後、華北農村については、晋冀魯豫辺区政府より「中国土地法大綱補充弁法」（1948年1月）が出されている（『新中国資料集成』2巻：12-14）。本文では、このほかにも、たくさんの地方の文書を見ていく。
- 6) 冀中区については、「冀中区行政区域人口統計表」（1944.11）、「冀中区行政区域劃」（1945年10月）（『晋察冀辺区財政經濟史資料選編』：228；235）、「華北解放區行政區劃」（『人民日報』、1949年3月18日）、「冀中革命根拠地地域沿革（1938年—1949年）」（『河北省各革命根拠地地域沿革初考（未定

稿)]: 13-25) を参照した。

冀中区は、1944年時点で晋察冀辺区に属す(『晋察冀辺区財政経済史資料選編』: 227)。1948年9月26日に、華北人民政府が成立し、晋察冀辺区委員会と晋冀魯豫辺区政府が同時に取り消された。冀中区党委、冀中行政公署、冀中軍区は皆華北局、華北人民政府、華北軍区の指導に帰属するよう改められた(『河北省各革命根拠地地域沿革初考(未定稿)』: 22)。「華北人民政府組織大綱」(1948年8月10日)にも、晋察冀・晋冀魯豫両辺区政府を合併して華北人民政府を樹立することが指摘されている(『新中国資料集成』2巻, 265-267)。

- 7) 建国県は、河北省中部の献県、河間の各一部により作られた県である(『河北土地改革档案史料選編』: 121; 『中国分省地図集』: 37)。建国県は、1945年時点で冀中区に属している(『冀中区行政区劃』(1945年10月)) (『晋察冀辺区財政経済史資料選編』: 235)。
- 8) 自然村と行政村については、清水(1951)、松本(1977)、福武(1947)、福本(2002)、高橋(2006)、首藤(2010)などの研究を参照した。詳しくは、以上の先行研究を参照。
- 9) 建国初期は、村落間で多少の不平等が残っても、村落間の摩擦によって農業生産に不利な影響が出るのを避けたいとする考え方により、自然村単位で土地分配を行うよう切り替えを行っているとする(小林, 1986: 205-206; 小林, 1997: 766)。
- 10) 原文は(『晋綏辺区財政経済史資料選編 農業編』: 375-376)を参照。
- 11) Philip C. C. Huang 氏の論文(Philip C. C. Huang, 1995)は、日本では、例えば三品英憲氏が参照している(三品, 2003: 80)。中国でも中国語に訳され出回っている。筆者が入手したのものでは、『国外社会学』(雑誌)や『中国郷村研究』(書籍)などと同じ論文の中国語訳が掲載されている。
- 12) いわゆる主要労働に従事するとは、生産上主要な工作部門の労働に従事すること、たとえば、鋤入れ・種蒔き・刈り入れ、およびその他の生産上主要な労働事項に従事することをさす。ただし、農業生産の面にかぎらず、たとえば、まき割り・行商・輸送・紡績・医療・教育およびその他の重要な労働工作はすべて主要労働である(中共中央「一九三三年の二つの文書に関する決定」(一九四八年五月二四日), 『新中国資料集成』2巻: 170)。
- 13) 天野元之助氏も、土地改革の最も顕著な面は、政治面にみられると見ている(天野, 1962: 108)。
- 14) 小林氏も使用した資料だが、「晋綏辺区農会臨時委員会告農民書」(1947年9月24日)では、土地分配は、全行政村によって各自然村の具体的状況に応じて、土地の抛出及び移民の方法をとって相互に調整すると述べている(『晋綏辺区財政経済史資料選編 農業編』: 375) (『新中国資料集成』第1巻: 523)。
- 15) 華北農村の深刻な土地不足という客観的条件のもとで、地主や富農の土地財産を基本的に没収したにもかかわらず、「未翻身」の平均分配要求を満たすほど十分に分配可能な土地財産がなかったことが指摘されている(田中, 1996: 184-185; 川井, 1980: 163-164, 168)。翻身とは、辞書では、解放される、生まれ変わるという意味である(『中国語大辞典 上』: 862)。ヒントンによると、翻身は、立ちあがること、地主の圧迫をはねのけること、土地や食糧・農具・家屋などを手にいれることなどを意味した(『翻身』I: vi, 217)。田中氏の解説では、苦境から一変して繁栄することを意味し、具体的には、大衆闘争から相当量の「果実」を獲得するという意味で使われた(田中, 1996: 184)。「果実」は、革命闘争、労働生産による収穫や成果を意味した(『中国語大辞典 上』: 1180)。具体的には土地財産を指す。
- 16) (『新中国資料集成』1巻: 521)も参照。「晋綏辺区農会臨時委員会告農民書」が出された時間は、『新中国資料集成』では、1947年10月15日となっている。
- 17) 宗族意識については、IIの「2. 自然村間の移民の困難」の前半部分で後述する。
- 18) 三品英憲氏も、沙井村について、転入者への差別がなく、華北の村は閉鎖性を持たなかったことを指摘している(三品, 2003: 29)。
- 19) 山東省では、恩県後夏寨村、歴城県冷水溝莊、路家莊、河北省では、欒城県寺北柴村。
- 20) 山本氏が引用した山西省臨汾市高河店村の村民の証言では、大部分は、河南や河北から来た者だ。

- 本地の“土生土長”（地元人間）ではない。たとえ3代4代経って、本地で生まれていても“外来戸”と呼ぶ。家屋があるだけで土地がないと本村人とは見なさないという。
- 21) 河野正氏が依拠した、『河北日報』（1950年1月4日）によると、元氏県4区の殷村では、すでに2～3世代住んでいる貧雇農に対して、紹介状がないことを理由にして、土地を分配しなかったという（河野，2011: 64）より転載。
- 22) ほかに「濱海地委關於土地改革的初歩總結」（節録）（1946年11月20日）でも復員田に言及している（『解放戦争時期山東的土地改革』：341）。
- 23) 例えば、「中共晋察冀四地委關於土地改革運動中分配果实的意見」（1947年6月10日）に、思想道德面からの呼びかけがみえる（『河北土地改革档案史料選編』：191）。
- 24) 械闘については（仁井田，1952）、（北村，1950）、（中塚，1969）などの文献を参照した。械闘についてはほかに次の特徴が指摘されている。械闘に使用される武器は、刀、槍、棍棒、銃、鳥銃（鳥打ち競技用の銃）、銃砲などである（仁井田，1952: 386）。械闘が起きる原因は、つまらぬいさかい、悪口、私憤があるが、同族部落全体に関すること、例えば祖先の墳墓、農業水利、土地の境の争いなどがあつた（仁井田，1952: 359; 379）。官憲によっては公正で妥当な解決が与えられないので、提訴を好まず、実力で解決する道が選ばれた（仁井田，1952: 358）。地方の官憲に至っては、私利私欲のみを考え、民利を考えない。部落は賄賂目当ての官憲に頼るよりは、解決の近道をまず自己の実力に求めようとしたことなどが指摘されている（仁井田，1952: 380）。

械闘が起こる地域は、福建、広東など華南農村に通常見られる。また湖南、江西、安徽、江蘇、浙江などの華中、陝西、河南の南部でも行われた。一方、華北農村では少なかった（仁井田，1952: 361-362; 364）。ほか台湾でも械闘が起こった（中塚，1969: 50）。

中村氏は、械闘を、武器をとって村と村とが争うこととし（中村，2008: 242）、民国初年広東省の械闘のうち、村落間の反目に起因する械闘の事例を紹介している（中村，2008: 254-255）。

- 25) この資料の中に旧区、半旧区の用語が出ていたので解説する。旧区、半旧区、新区の区分は、毛沢東の「在不同地区実施土地法不同策略」（一九四八年二月三日）に説明されている。同資料によると、旧区は、日本投降以前（1945年8月以前）の区域である。この地区は大体早くに土地を分配し、一部の土地を調整すればいいだけである。半旧区は、1945年9月から1947年8月の二年の内に解放された地区である。この地区は今の解放区のかかなりの部分を占める。この地区では、清算闘争や五四指示の実施を経ているものの、土地問題はまだ解決していない。新区は1947年8月以降に解放された地区である。この地区は、大衆がまだ発動されておらず、国民党や地主、富農の勢力が依然として大きく、あらゆることがまだ基礎がない（毛沢東，1991: 1277-1278）。なお、同資料は、『毛沢東集』には収録されていない。

旧区、半旧区、新区の土地改革ではそれぞれ違った対応をすべきことが以下の文献で指示されている。中共中央「旧解放区および準旧解放区における土地改革工作および整党工作の進行に関する指示」（1948年2月22日）（『新中国資料集成』2巻，60-67）や毛沢東主席「新解放区における土地改革の要点」（1948年2月15日）（『新中国資料集成』2巻，50-51）を参照。

- 26) 「填平補齊」は、辞書では「不均衡をならす。」と訳されている（『中国語大辞典 下』：3047）。また田中氏は、「でこぼこをならす」と訳出している（田中，1996: 186）。果実の意味は注15を参照。

参考文献

[資料]

档案

冀中八地委『平分広播』16巻，1948年2月28日，11-1-22-15（河北省档案館所蔵）。

——『平分広播』22巻，1948年3月10日，11-1-22-21（河北省档案館所蔵）。

——『平分広播』24巻，1948年3月14日，11-1-22-23（河北省档案館所蔵）。

建國縣委『平分経験』第50期，1948年3月11日，11-1-23-10（河北省档案館所蔵）。

刊行資料，中国語

河北省档案馆（1990），『河北土地改革档案史料選編』，河北人民出版社。

魏宏運（1984），『晋察冀辺区財政経済史資料選編 総論編 抗日戦争時期』，南開大学出版社。

晋綏辺区財政経済史編寫組，山西省档案馆（1986），『晋綏辺区財政経済史資料選編 農業編』，山西人民出版社。

毛沢東文献資料研究会編，竹内実監修（1983），『毛沢東集』，第10巻，蒼蒼社。

毛沢東（1991），『毛沢東選集』第四巻，人民出版社。

中国人民解放军政治学院党史教研室編（1979），『中共党史参考資料』，第十一冊，4月編印。

中共山東省委党史研究室編著（1993），『解放戦争時期山東の土地改革』，山東人民出版社。

中共山西省委党史研究室（1995），『山西新区土地改革』，山西人民出版社。

中共山西省委党史研究室編（1983），『太行革命根拠地 土地問題資料選編』，平遥県印刷廠印刷。

中共山西省委党史研究室，山西省档案馆（1984），『太行革命根拠地 土地問題資料統編』，晋中地区印刷廠印刷。

中共天津市委党史研究室編（1998），『天津土地改革運動』，天津人民出版社。

中共中央文献研究室（1992），『建国以来重要文献選編』（第一冊），中央文献出版社。

中共中央研究室（1982），『毛沢東農村調査文集』，人民出版社。

『中国的土地改革』編輯部，中国社会科学院經濟研究所現代經濟史組（1988），『中国土地改革史料選編』，国防大学出版社。

中央档案馆編（1981），『解放戦争時期土地改革文件選編（一九四五-一九四九）』，中共中央党校出版社。

『人民日報』，『大衆日報』，『晋綏日報』。

日本語

W. ヒントン（1972），『翻身——ある中国農村の革命の記録 I』（加藤祐三，春名徹，加藤幹雄，吉川勇一訳）平凡社。

——（1972），『翻身——ある中国農村の革命の記録 II』（加藤祐三，春名徹，加藤幹雄，吉川勇一訳）平凡社。

河野正，田中比呂志（2012），「華北農村訪問調査報告(2)：2010年8月・12月，山西省P県D村」，『東京学芸大学紀要 人文社会科学系II』第63集。

河野正（2014），「華北農村調査の記録—二〇一三年八月，山西省P県D村の聞き取り記録」，『東洋文化研究』16号。

河野正，前野清太郎，古泉達矢，田中比呂志（2015），「華北農村訪問調査報告(6)：2013年8月山西省L県G村，2014年8月山西省L県G村，H市T郷Y村，D県J郷Y村」，『東京学芸大学紀要 人文社会科学系II』第66集。

河野正，前野清太郎，佐藤淳平（2015），「華北農村調査の記録—2014年8月，山西省L県G村の聞き取り記録—」，『学習院大学国際研究教育機構研究年報』第1号。

河野正（2016），「華北農村調査の記録—2014年9月，2015年8月河北省農村—」，『学習院大学国際研究教育機構研究年報』第2号。

河野正（2017），「華北農村調査の記録—2016年8月河北省・山東省農村—」，『学習院大学国際研究教育機構研究年報』第3号。

郝平，常利兵，河野正訳，佐藤淳平訳，田中比呂志監修（2012），「山西省農村調査報告：2010年7月・8月・12月，P県の農村」，『東京学芸大学紀要 人文社会科学系II』第63集。

日本国際問題研究所，中国部会編（1963），『新中国資料集成』第1巻。

——，中国部会編（1964），『新中国資料集成』第2巻。

——，中国部会編（1969），『新中国資料集成』第3巻。

弁納才一（2015），「華北農村訪問調査報告(9)：2014年8月，山西省の農村」，『金沢大学経済論集』第35巻第1号。

- （2015）、「華北農村訪問調査報告(10)：2014年9月，河北省・山東省の農村」、『金沢大学経済論集』第35巻第2号。
- （2016）、「華北農村訪問調査報告(11)：2015年9月，河北省・山西省の農村」、『金沢大学経済論集』第36巻第2号。
- 三谷孝編（1993）、『農民が語る中国現代史』，内山書店。
- （1999）、『中国農村変革と家族・村落・国家』，汲古書院。
- （2000）、『中国農村変革と家族・村落・国家』第2巻，汲古書院。
- [先行研究]
- 日本語
- 天野元之助（1962）、『中国の土地改革』，アジア経済研究所。
- （1978）、『中国農業経済論』第一巻，龍溪書舎。
- （1980）、「中国における水利慣行」、『史林』第38巻第6号。
- 石田浩（1991）、『中国農村の歴史と経済——農村変革の記録——』，関西大学出版部。
- （1996）、『中国伝統農村の変革と工業化——上海近郊農村調査報告——』，晃洋書房。
- 加藤祐三，野村浩一（1972）、「土地改革の思想」（『中国革命の展開と動態』1972年，アジア経済出版会，第7章）。
- 加藤祐三（1996）、「土地改革と基層政権の確立課程—華北人民政府の成立をめぐる—」、『歴史学研究』第313号。
- 川井伸一（1979）、「内戦期の整党をめぐる華北農村の政治動態（上）」、『中国研究』第102号・103号所収。
- （1980）、「中国における土地改革運動：1946～1949—北部農村社会と革命的指導—」、『歴史学研究』（通号別冊），1980年11月。
- （1987）、「土地改革にみる農村の血縁関係」（小林弘二編『中国農村変革再考』アジア経済研究所，1987年，第七章）。
- 河野正（2011）、「1950年代河北省農村の「村意識」とその変容」、『アジア研究』57巻第4号。
- （2013）、「華北農村における階級政策と村落社会——1950～1960年代河北省を中心に——」、『現代中国』87号。
- 祈建民（2006）、『中国における社会結合と国家権力』，御茶の水書房。
- 小竹一彰（1983）、『国共内戦初期の土地改革における大衆運動』財団法人アジア政経学会。
- 小林弘二（1986）、「「村の土地」と解放後の農村変革」（小林弘二編『旧中国農村再考 変革の起点を問う』，アジア経済研究所，1986，第6章）。
- （1997）、『二〇世紀の農民革命と共産主義運動——中国における農業集団化政策の生成と瓦解』，勁草書房。
- 北村敬直（1950）、「清代械闘の一考察」、『史林』第三十三巻第一号，昭和25年。
- 清水盛光（1951）、『中國郷村社会論』，岩波書店。
- 首藤明和（2010）、「中国の「自然村」」、『社会系諸科学の探求』，法律文化社，51-73頁。
- 大東文化大学中国語大辞典編纂室（1994）、『中国語大辞典 上』，角川書店。
- （1994）、『中国語大辞典 下』，角川書店。
- 高橋明善（2006）、「村の協同性と「自然村」」，日本村落研究学会『村落社会研究』第13巻第1号，1-12頁。
- 田中恭子（1996）、『土地と権力——中国の農村革命』，名古屋大学出版会。
- 田原史起（1995）、「中国土地改革工作隊の基礎的考察—1950年期土地改革における農村基層工作の機能—」、『一橋研究』第20巻第1号。
- （1999）、『現代中国農村における権力と支配』，財団法人アジア政経学会。
- （2004）、『中国農村の権力構造』，御茶の水書房。
- 中生勝美（1991）、『中国村落の権力構造と社会変化』財団法人アジア政経学会，平成2年。
- 中塚登夫（1969）、「械闘についての一考察」、『上智史学』一四，45-61頁。

- 中村治兵衛（2008），「民国初年広東省の村落の械闘について—『博羅県週歳報告書』による—」『中国聚落史の研究』，刀水書房，241-260頁。
- 仁井田陞（1952），「中国の同族部落の械闘」（仁井田陞著『中国の農村家族』，東京大学出版会，第8章）。
- 旗田巍（1973），『中国村落と共同体理論』，岩波書店。
- 浜口允子（1995），「建国期中国農村における国家意思の浸透」，『放送大学研究年報』，第13号，61-73頁。
- 丸山鋼二（1988），「華中解放区（蘇皖辺区）における土地改革」，『地域研究』第5号。
- （1996），「土地改革にみる中国農村の継続と変動」，『近きに在りて』第30号。
- 福武直（1947），『中国村落の社会生活』，弘文堂。
- （1976），『福武直著作集 第九巻 中国農村社会の構造』，東京大学出版会。
- 福本勝清（2002），「中国近代における自然村と行政村」，『明治大学人文科学研究所紀要』第50冊，385-395頁。
- 松本善海（1977），『中国村落制度の史的研究』，岩波書店。
- 三品英憲（2003），「近現代華北農村社会史研究についての覚書」，『史潮』新54号。
- （2003），「戦後内戦期における中国共産党の革命工作与華北農村社会——五四指示の再検討——」，『史学雑誌』第112編—第12号。
- 山本真（2009），「農村社会からみた土地改革」（飯島渉，久保亨，村田雄二郎編，『シリーズ20世紀中国史 3 グローバル化と中国』，東京大学出版会，2009年，第8章）。
- （2011），「土地改革・大衆運動と村指導層の変遷——外来移民の役割に着目して——」（三谷孝編著『中国内陸における農村変革と地域社会』，御茶の水書房，2011年，84-88頁）。

中国語

- 杜秀榮（2013），『中国分省地図集』，中国地図出版社。
- 河北省档案馆・河北省社会科学院歴史研究所（1983），『河北省各革命根拠地地域沿革初考（未定稿）』。
- 黄宗智（1998），「中国革命中の農村階級闘争——從土改到文革時期的表達性現實與客観性現實」，『国外社会学』，37—54頁。
- （2003），「中国革命中の農村階級闘争——從土改到文革時期的表達性現實與客観性現實」（『中国鄉村研究』（第二輯）商務印書館，66—95頁）。
- 齊武（1957），『一個革命根拠地の成長』，人民出版社。
- 秦暉（1996），『田園詩與狂想曲』，中央編譯出版社。
- 王先明（2003），「晋綏辺区の土地關係與社会結構的變動——20世紀三四十年代鄉村社会變動的個案分析」，『中国農史』，2003年第1期。
- 王友明（2006），『革命與鄉村 解放区土地改革研究 以山東莒南県為個案：1941～1948—』，上海社会科学出版社。
- 羅平漢（2005），『土地改革運動史』，福建人民出版社。
- 張学強（2006），『鄉村變遷與農民記憶 山東老区莒南県土地改革研究（1941～1951）』，社会科学文献出版社。
- 張佩国（2002），『近代江南鄉村地権の歴史人類学研究』，上海人民出版社。
- 張永泉・趙泉鈞（1985），『中国土地改革史』，武漢大学出版社。
- 朱玉湘（1990），「山東解放区の土地改革」（朱玉湘著『山東近代經濟史述叢』，山東大学出版社，1990年，280-294頁）。

英語

- Philip C. C. Huang, "Rural Class Struggle in the Chinese Revolution" *Modern China* Vol. 21, No. 1, 1995, 105-143.